

居宅介護支援センター天王森の郷

指定居宅介護支援事業所運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

- 1 この規定は、社会福祉法人たちばな会（以下「本会」という。）が開設する居宅介護支援センター 天王森の郷（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及び従業員が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
- 2 認定申請（更新申請）の協力・援助を行い、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身状態やその置かれている環境等に応じた利用者の選択に基づく適切な保険医療サービス及び福祉サービス等を、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供することを目的とする。
- 3 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行わなければならない。サービス事業所の選定にあたっては、利用者やその家族の求めに対して、複数の事業所の紹介を行うと共に、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を行う。また、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 本会の理念である「お客様1人ひとりが尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう、強く支援すると共に、安心と自由な生活の確保に努めます。」を念頭に、お客様が自立に向かい、明るく楽しい生活が送れ、自ら選択し決定する自由と権利を守り、援助活動を行う事を運営方針とし必要な教育、研修に参加、実施することにより、サービスの品質を維持します。

第2条 事業所の名称及び所在地

名称 : 居宅介護支援センター天王森の郷
所在地 : 横浜市泉区和泉町733番地

第3条 事業者の職種、人員数及び職務内容

- ・ 管理者（常勤兼務） 1名
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を統括するとともに、自らも指定居宅介護支援にあたる。

- ・ 介護支援専門員（常勤兼務） 1名

認定申請について利用申込者の意見をふまえ必要な協力を行い、認定申請を行っていない利用申込者の申請（更新認定の申請）を援助する。

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことで、利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画（40件を上限とする。また、介護予防の受託件数は12件の上限を基本とする）の原案を作成する。

第4条 営業日及び営業時間

- ・ 営業日 月曜日～日曜日
内、月9日程度休業日あり
- ・ 祝祭日 営業
- ・ 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

- ・ 緊急時随時対応

併設事業所と連携し、緊急時には随時対応を行っていく。

第5条 指定居宅介護支援のサービス提供方法

- 1 指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を提供し、サービスの選択を求める。
- 2 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族との面接等により 利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を独自方式により課題分析を行い把握する。
課題分析を行った結果、提供されるサービスの目標及びその達成時期等、サービスの種類、内容及び利用料金 並びにサービス提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成。その後、サービス担当者会議を開催し、利用者及び家族の状況等に関する情報を各担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案の内容について、担当者より専門的見地からの意見を求める。
居宅サービス計画原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明を行い、文書にて利用者同意を得るものとする。同意を得られた居宅サービス計画書を利用者またはその家族及び各担当者へ交付する。
又、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者と面接を行い、状況把握を行うとともに利用者と指定居宅サービス事業者等と継続的な連絡を行い、モニタリングの結果を記録し、必要に応じてサービスの変更等を行う。
- 3 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となり介護保険施設等の入居を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行う。また、退院・退所をする際、

利用者より依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう居宅サービス計画作成等の援助を行う。

- 4 利用者が医療サービスの利用を希望される時は、主治の医師等の意見を求め指示がある場合に限り行う。又、指定居宅サービス等に当たっては主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている時は尊重してこれを行う。
- 5 利用者の被保険者証に沿って記載内容の趣旨を説明し、理解を得た上で居宅サービス計画を作成する。
- 6 利用者が自立した日常生活の支援を効果的に行うため、特定の時期に偏ることなく、計画的に利用が行われるようにする。
- 7 介護給付等対象サービス以外のサービス等の利用も含めて居宅サービス計画を作成する。
- 8 提供にあたっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又は家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

第6条 指定居宅介護支援事業の利用契約

本会は、指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対して居宅介護支援サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族と利用契約を締結する。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービス開始後でも差し支えないものとする。

第7条 サービス利用にあたっての留意点

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、必要に応じ健康状態を職員に連絡し、心身状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護状態等の程度を悪化させたときや、不正な受給があるとき等は、意見を付け市区町村に通知する。
- 3 入院時における医療機関との連携を行うため、医療機関の求める利用者情報を当該入院医療機関へ提供を行う。また、入院時に居宅介護支援事業所名、担当介護支援専門員名を医療機関へ提供していただくよう、家族に依頼する。

第8条 利用料及びその他の費用の額

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払はうけないものとする。
- 2 現物給付とならない利用料の支払を受けたときは、利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書（保険給付の償還請求の証明書）を利用者に交付する。
- 3 その他の費用の額
通常の事業の実施地域以外で、利用者の要望により指定居宅サービス計画の為の訪問等がある場合には交通費は実費請求する。

※通常の実施地域を超えたところから片道おおむね 5km を 1 単位とし 1 単位毎に 460 円とする。

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第 9 条 通常の事業の実施地域

横浜市泉区全域、横浜市戸塚区（戸塚町、矢部町、俣野町、東俣野町、深谷町、原宿 3、4 丁目、汲沢町、汲沢 1～8 丁目）
藤沢市（湘南台 1～7 丁目、今田、遠藤、長後、高倉、亀井野、亀井野 2～4 丁目、西俣野、大庭、石川、石川 1・2・5・6 丁目、円行、円行 1・2 丁目、天神町 1～3 丁目）の区域とする。

第 10 条 非常災害対策

非常災害が発生した場合にあっても、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するためおよび、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に従い介護支援専門員その他の従業者に対して研修および訓練の実施を行う。また、災害発生時には外部関係機関と連携を図っていく。

第 11 条 感染症対策

感染症の発生および蔓延防止のため、月 1 回の感染対策委員会の開催、業務継続計画の策定、感染症の発生および蔓延防止のための指針の整備、研修会の開催、訓練の実施を行う。

第 12 条 虐待の防止

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる

- 1 事業者は、虐待の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催する。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対して虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第 13 条 身体拘束等の適正化

事業者は、身体的拘束等の適正化を図る観点から、次の各号に定める措置を講じる

- 1 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければいけない。

第14条 その他運営に関する留意事項

- 1 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員、その他の従業員又は、その業務に従事していたもの（退職者含む）が、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 2 サービス利用にあたり、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等により文書にて同意を得ておくとともに、漏洩防止に努める。
- 3 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する

① 採用時研修 採用後1か月以内

② 定期研修 年12回(ケアマネジメント 認知症ケア 感染症 リスク)

- 4 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずる。
- 5 利用者に対し、特定の居宅サービス事業者等が実施するサービス利用の指示を行ってはならない。

なお、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させる代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

- 6 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。又、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行い、事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- 7 利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応し、解決に向けての調査と改善の措置を講じ、利用者・家族に説明し理解を得るための努力をする。
- 8 介護支援専門員は身分を証明する書類を携行し、訪問時等に利用者・家族に掲示する。
- 9 この規定の定める事項の他、運営に関する事項は、本会が定めるものとする。

付則

- この規定は、平成14年 5月 1日より施行する。
- (第1回改正) 平成19年 4月 1日より施行する。
- (第2回改正) 平成24年 9月 1日より施行する。(実施地域の追加)
- (第3回改正) 平成26年 3月 1日より施行する。(提供方法の追加)
- (第4回改正) 平成28年10月 5日より施行する。(実施地域の追加)
- (第5回改正) 平成30年 4月 1日より施行する。(運営方針・留意事項の追加)
- (第6回改正) 令和 元年10月 1日より施行する。(営業日の変更)
- (第7回改正) 令和 2年 3月 9日より施行する。(多職種連携について追加)
- (第8回改正) 令和 3年 4月 1日より施行する。(非常災害、感染症対策、虐待防止の追加)
- (第9回改正) 令和 4年10月10日より施行する。(年間研修回数の変更)
- (第10回改正) 令和 6年 4月 1日より施行する。(担当件数変更、身体的拘束等の適正化追加)